

安田火災記念財団叢書 No. 5

昭和53年度版 V

# アメリカ法からみたCE条約案と EC指令案

ミシガン大学法学部教授

ワイトモア・グレイ氏 講演

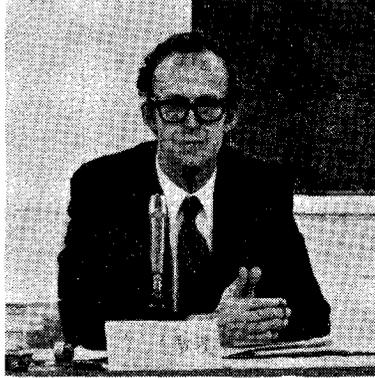


# アメリカ法からみたCE条約案と EC指令案

ミシガン大学法学部教授

ウイトモア・グレイ氏講演

財団法人 安田火災記念財団



本書の内容は、昭和53年6月10日安田火災海上本社ビルで公開形式により開催された第4回補償制度研究会<sup>(注)</sup>におけるミシガン大学法学部教授ウイトモア・グレイ氏の講演および質疑応答の速記録を東京大学法学部教授竹内昭夫氏（同研究会主査）および弁護士赤松俊武氏が翻訳されたものであり、本書の発行については、ウイトモア・グレイ氏の承認を得ております。なお、見出しは当財団の責任でつけたものです。

(注) 補償制度研究会……当財団の研究助成先で、昭和53年2月に発足。被害者救済制度にかかわる法律学，社会政策学，経済学からの検討あるいは保険技術的検討など学際的研究を目的とし，当面は製造物責任に的をしぼって研究を進めている。構成メンバーは，竹内昭夫東京大学教授（主査），川井健一橋大学教授，西島梅治法政大学教授，森島昭夫名古屋大学教授，落合誠一成蹊大学助教授である（なお，オブザーバーとして安田火災海上保険（株），当財団から10名が出席，事務局：当財団）。

昭和54年3月

安田火災記念財団

# 目 次

## グレイ教授の紹介

東京大学教授 竹内昭夫氏…………… 2

## アメリカ法からみた CE 条約案と EC 指令案

ミシガン大学教授 ウイトモア・グレイ氏…………… 4

はじめに…………… 4

1. CE 条約案と EC 指令案の概要…………… 7

(1) CE 条約案…………… 7

(2) EC 指令案…………… 8

(3) 両者の関係…………… 8

(4) 両者の相違点…………… 9

(5) その影響……………10

2. 各論的問題……………10

(1) 契約責任の問題……………10

(2) 製造物の概念……………12

(3) 被告の範囲……………12

(4) 欠陥の概念と責任……………14

(5) 減額の根拠……………17

(6) 賠償額の制限……………18

(7) 基金制度における問題点……………20

(8) 製造物の安全性……………22

(9) 懲罰的賠償……………22

(10) 損失負担の分散……………24

3. 質疑応答……………25

(1) コラタラル・ソースの原則と弁護士成功報酬について……………25

(2) 弁護士費用保険について……………27

(3) ニュージーランド・スキームに関する米国の対応について……………28

(4) 欠陥の概念について……………30

(5) 開発途上の危険について……………33

(6) 無過失責任と厳格責任について……………34

(7) 天然物について……………35

(8) 立証責任について……………36

## グレイ教授の紹介

東京大学教授 竹内昭夫氏

本日、グレイ教授から製造物責任に関するご講演をうかがう前に、私から極く簡単に先生のご紹介をさせていただきます。

グレイ先生は1932年のお生まれで、ミシガン大学のロー・スクールを、そこで Law Review Editor in Chief をなさるといふ、極めて優秀な成績でご卒業になり、弁護士業務に従事された後、1960年から今日まで、ミシガン大学ロー・スクールの教授をしておられます。

日本にも既に二度程おいでになってはいますが、今回は、東京大学のヴィジティング・プロフェッサーとして、かなり長期間滞在されました。

グレイ教授の今までのご研究は、非常に広い範囲にわたっておりまして、共産圏の法律問題、たとえばソヴィエトの不法行為法の研究などを発表しておられますが、アメリカの契約法、統一商事法典(UCC)などに関する論文も非常に多く発表されております。

本日お話いただく製造物責任の問題につきましては、今年(1978年)の8月、ブタベストで、比較法会議(Comparative Law Congress)という会議が行なわれますが、グレイ教授は、そこで製造物責任に関する総括報告者(General Reporter) をなさることになっております。したがって、グレイ教授は、諸外国の製造物責任法制の動向に、最もお詳しい方であると存じます。本日は、製造物責任に関する CE (ヨーロッパ審議会) の条約と、EC (ヨーロッパ共同体) の指令案を中心としつつ、日本の製造物責任研究会が作り出した「製造物責任法要綱試案」にも触れながら、アメリカの法律学者としてはこれらについてどのようにお考えになるかという点に焦点をおいて、お話をいただくことになっております。お話をうかがった後で質疑討論の時間もとっていただいております。

すので、皆様方の活発なご意見の発表を期待しております。

なお、グレイ先生は、語学の面でも稀に見る天才的な方でございます。フランス語、ドイツ語、ロシア語、中国語のほか日本語も非常にご堪能でありますので、本日、日本語でお話いただくようお願いしてもよいのですが、今日は英語でお話をいただき、赤松弁護士に、その抄訳の労をとっていただくことといたしました。

これで先生のご紹介を終えることといたしまして、早速、ご講演をうかがうことといたします。

## アメリカ法からみた CE 条約案と EC 指令案

ミシガン大学教授 ウイトモア・グレイ氏

竹内教授，有難うございました。

これらの問題について，日本語で講演することができたらと思いますが，このような分野で生ずる問題の中には，特定の用語の使用法や，その用語のもつ感覚的な要素等があり，用語の問題とも非常に密接に関係しております。従いまして，そのような理由で英語で講演し，この分野におけるいくつかの提案についてアメリカ人が英語でどのように考えるかについて，皆様にお伝えすることが必要であろうかと思えます。皆様方の中には，私の話を直接理解していただける方もおられると思えます。また，通訳が付いておりますので，皆様方が十分に理解できないときには通訳が手助けとなりましょうし，また，より明確にしてくれるものと思えます。私の話が終ってから，質問を受けたいと思えますが，私の話に関して，どのようなことでも結構ですので，日本語で自由に質問して下さい。

### はじめに

米国においては，今日製造物責任訴訟は，頭打ちになっているという人もおります。確かに，製造物責任の請求の件数は，ある統計資料によれば，ここ2～3年ほとんど横ばいの状態であるとされております。しかし，このような考え方は，楽観的すぎると私は思います。米国の訴訟制度のもとでは，弁護士を個人で依頼し多額の訴訟費用がかかるため，高額の請求額の製造物責任についてのみ訴訟が起されているという実情が認められ，その状況のもとで弁護士は，一部の製造物責任の請求について訴訟活動しているにすぎず，訴訟になら

ない潜在的製造物責任の請求は今後も増加してゆくものと考えられます。その結果、より多数の高額の製造物責任の賠償を求める圧力は強くなり、それは、今後10年間にわたって取組まなければならないきわめて重大な問題になると思います。

本日、私が少し触れたいと思っております重要な問題の内のいくつかの点は、製造物責任の今後の発展の問題であります。例えば、個々の弁護士による私的な訴訟による賠償とは別個の補償制度が確立されるか否か、例えば保険による救済を拡大して、保険にもとづく直接の請求手続を許容し、または、労働者災害補償法のような補償制度が確立されないかという問題であります。このような制度ができれば、実際の製造物責任請求がどの程度であるかについて、よりよく判断できることになりましょう。現在では氷山の一角を見ているにすぎませんし、実際問題として、全体像を理解しているとは到底言えないと思います。

米国における製造物責任、特に、補償制度等の重大な変化について述べる前に、製造物責任の基本的問題のいくつかについて、少し詳細に明確にさせておきたいと思えます。責任の基礎は何であるべきか、それはある種の絶対的無過失責任であるべきか、どういう抗弁が可能であるべきか、保護される者はどの範囲の者であるべきか、被告として訴求される者はどの範囲の者か、単に製造者に限られるのか、製造に関与するすべての者か、等については未だ確定されておられません。従って、今日の米国法のもとで、多くの未解決の基本的問題をかかえておりますので、現在の賠償制度に代る他の補償制度に乗りかえることは、とてもできない状態にあります。

米国以外の国において、製造物責任に関するいくつかの提案がなされておりますが、これに対して米国でどのように受けとられているかを皆様にお話するのがよいのではないかと思います。米国において制定法の法律案、あるいは、その制定の見込があればよろしいのですが、残念ながらそれはありません。私

としては、制定法の用語でお話しできれば、非常に便利であり、特定の用語の正確な意味についてお話しすることができるでしょうし、また、問題を避けるため、他の用語を使用の方がよいのではないかなどといった点についてもお話しすることができるかと思えます。しかし、ご承知のとおり、米国においては、この点において遅れており、統一された用語が使用されておりません。米国では、州間で多くの相違があり、基本的な法理上の問題点についても統一されていないので、米国の製造物責任の法理について簡潔に要約することは、きわめて困難であります。そこで、ストラスブルグ国際会議における欧州審議会の条約案およびヨーロッパ共同体の指令案を参考にして、それらの案が、米国との比較でどのように規定されているか、米国とどのように相違しているか、法を調和させ統一させることの困難さについてどのような理解をするかについてお話ししたいと思います。また、条約案および指令案では何ら触れられていないいくつかの問題について、これは保険とも関係するものですが、お話ししたいと思います。

ある意味において、米国の製造物責任の法は、全世界に影響を与えてきております。単に、製造物責任について、一般的な規制を定める必要性につき認識を生ぜしめたばかりでなく、用語それ自体についても影響力を持っています。条約案や指令案を見られましても、その用語は米国の用語ときわめて類似しておりますし、また、それらの表題も、製造物責任の概念を取り入れていることに気づかれることと思えます。しかし、実際には表題だけで、用語について少し注意して見られればおわかりのとおり、条約案にも指令案にも、本文の中に製造物責任という用語は見られません。しかし、条約案も指令案も製造物責任について規定しているのであります。ドイツおよびフランスにおいて、初期には、一般に「製造者責任」という用語が用いられ、物それ自体にもとづく責任という抽象的な考え方よりも、むしろ個々の人の責任という考え方でありましたが、条約案および指令案の表題は、このような考え方が変化してきたことを

示しております。皆様の中には直接ヨーロッパの資料にあたって研究されている方がおられるかも知れませんが、フランスおよびドイツにおける製造物責任という用語は、条約案の影響により、ここ2年ほどの間に使用されるようになったと思われます。フランスにおいては、「製造物によりなされた所為にもとづく責任」と表現され、ドイツにおいては「製造物自体にもとづく責任」と表現されており、物を製造した個々の人の責任という観点から離れてきております。そして、今日、製造物責任という用語はかなり一般的な用語になっていると思います。ヨーロッパ以外の20～30の国の報告によれば、製造者、あるいは物を製造した者の責任という用語を依然として使用しており、製造物責任に関する国際会議の議事要項を作成した人——私ではありませんが——も、製造者の責任という用語を使用しております。従って今日でも、いろいろな表現が使用されていると言えましょう。

## 1. CE 条約案と EC 指令案の概要

まず、条約案および指令案について、少し序論的に説明しておきたいと思えます。皆様方は、この条約案および指令案について既に読んでおられると思いますが、これら二つの案は基本的に全く別個の文書であり、異った目的のために作成された異った種類の文書でありますので、これを検討するにあたっては、これらを区別する必要があります。

### (1) CE 条約案

条約案はストラスブルグにおいて、欧州審議会によって採択されたものです。この欧州審議会は、ヨーロッパ共同体より、はるかに多数の国家（20ヶ国）から成るグループであり、従ってその中では異なる法体系が広く交錯していますが、同時に、その結びつきの弱いグループであります。この条約案は、条約案それ自体が示しておりますように、各構成国により採用されることを目的として提案される他の条約と同様のものですが、採用されれば制定法として効

力を有する他の条約に比べて、その効力は弱いものであり、政府に対して、条約案を批准し、条約案に従って自国の法律を統一することの指示要請にすぎません。この条約案は、ある意味において、指令案よりも興味深いと思います。3ヶ国が条約案を批准すれば、条約案は発効し、また、欧州審議会の構成国以外の国に対しても当事国となることを許容しているからです。従いまして、もし、製造物責任の分野において条約を通じて統一が可能であるとすれば、米国あるいは日本も条約案に従うこともありえましょう。以上が欧州審議会の条約案です。

## (2) EC 指令案

これに対しヨーロッパ共同体の指令案は、条約案とは全く異ったものです。指令案は、最終的に承認されればヨーロッパ共同体の構成国に対し、指令案の一般的方針に従って法律を制定することをもとめる法的効力を有する命令であり、各構成国のそれに対する同意の有無は問題とされません。指令案は、各構成国が、自国の法律を変更するにあたり基準として採用しなければならない、いわば立法の要綱であると言うことができ、また、各構成国がそれに従うか否かの自由があるわけではありません。それはヨーロッパ共同体の立法活動の一部であります。

## (3) 両者の関係

この指令案と条約案との関係について重要なことは、一般的に言って、ヨーロッパ共同体の構成国は、指令案が採択されないかぎり、条約案に従って動くことはできないと理解されていることです。ヨーロッパ共同体の各構成国を支配するのは指令案であり、条約案と指令案とでは、たとえ条約案が最終的に承認されており、指令案が未だ検討の段階であるとしても、指令案の方がはるかに強力であり重要でもあるのです。指令案はこのように検討の段階ですが、指令案の採択、案文作成および理事会への付託のため設立された委員会により承認され、経済社会委員会および欧州議会に提出され、現在、検討されており、

理事会による最終承認のため委員会によって改正作業が行われることになっております。この改正作業は、近い将来になされると予想されております。その改正される点について私どもは知りませんが、おそらく欧州議会が提案した改正点でありましょう。ヨーロッパ共同体は指令案によって定められた方向をとることが予想されますので、条約案は指令案に沿うように変更されるものと思われれます。従いまして、もし、将来のことを予想する必要があるのであれば、より強力な指令案を使用した方がよいと思います。

#### (4) 両者の相違点

ところで、指令案と条約案の間には、重大な相違点が3つあります。1つは、厳格責任について金額の制限、即ち、通貨の種類を問わず負担すべき賠償額の最高限度額を定めるか否かという点であります。第2は、国が特別の基金を設けて製造者の責任に代えることができるか、即ち、製造者の責任を否定してそれに代わる被害者の補償基金を設けることが許されるか否かという点であります。この点については、保険の問題とも関係しており、皆様の中には、自ら体験したり、あるいは意見をお持ちの方もおられるかと思いますが、非常に興味のある点であり、本日、この点について少しお話ししたいと思っております。この点は、製造物責任に関する日本の要綱案に含まれている点でもあり、製造物責任の代替制度を検討している者すべてにとって興味のあることだと思っております。第3には、損害賠償の範囲を人身損害に限定するか、あるいは、人身損害のほかに財産損害も認めるか否かという点であります。以上の3点が指令案と条約案の間における重大な相違点であります。これらの点を除き、指令案と条約案とはきわめて類似しておりますが、これは、これらの検討過程において、一方のグループは他方のグループの討議にオブザーバーを出席させ参画させていたからです。従って、これらの二つの案から、製造物責任の分野における将来の展望について、ヨーロッパ諸国間の相当高度の共通認識が既に存在していると言えます。

## (5) その影響

条約案や指令案の考え方は、相当の影響力があり、米国おそらく日本も、これらの発展に相当影響されることになるでしょう。と言いますのは、米国においては、製造物責任の分野の法制度の統一、調和、規制について甚だ遅れており、この分野における米国法を外国が採用するということは、他の問題についてコモン・ローがほとんど採用されないのと同様に、まずないであろうと思います。熟慮の上作成され十分に検討されて成立する制定法は、将来生ずると考えられる問題についても回答することができるようになっており、このような事情のもとで、制定法を採用せず、コモン・ローを採用することは、ほとんどありえないと言えましょう。従って、ヨーロッパ以外の国で、製造物責任の分野の法を変更しようとする国においては、おそらく、あらゆる人は、指令案や条約案と取組むことが必要となるでしょう。

## 2. 各論的問題

### (1) 契約責任の問題

まず、最初に指摘したいと思いますのは、これは、きわめて米国的な観点からですが、ほとんど全世界において意見が一致する点ではないかと思いません。それは、製品の品質不良による損失、即ち、購入者が期待したとおりの製品を取得することができないことによる損失は、製造物責任の分野に含まれないということです。指令案および条約案は、これらは契約法によって規律されるべきであって、これらの案によって変更されるべきではないとの考え方に立っています。皆様もご承知かと思いますが、米国法においては、不法行為は契約法と深く交錯しており、欠陥ある製品につき、その経済的結果に失望しただけで、他の財産に対する損害もなく、単に製品それ自体の価値が減少した事案にまで、不法行為における厳格責任の考え方が拡大されてきています。そのため、米国では、契約にもとづく訴訟で主張される責任と同一の責任が、製造物

責任のもとで主張される事例が多くあります。しかし、これは、米国法上の問題でしょう。本日の講演の趣旨からすればこれ以上話す必要はないかと思いません。米国人にとって奇異に思われる点は、それを米国人が理解しさえすれば特に困ることではありませんが、あらゆる議論に、契約責任か否かということが問題となることであります。これが指令案および条約案に対する米国の受けとめ方であり、まず最初に指摘すべきことだと思えます。なお、指摘しておきたいことは、米国においても、少数ながら、指令案や条約案の考え方の妥当性についてある程度であります。明確に理解されております。例えば、テキサス州の裁判所は、最近の判決において、経済的損害——純粋に経済的損失——は契約によるべきであり、厳格責任と言った不法行為責任のもとで取扱われるべきでないと判示しましたが、同時に、契約関係のない製造者に対して直接訴訟を起こすことを認めて、契約責任を拡大することを承認しております。このように、契約責任と不法行為責任とを区別する考え方は、いくつかの州において承認されております。米国においては、このように、いろいろな考え方がありますが、米国人にとっては、指令案または条約案のもとで契約責任と不法行為とが区別されると考えるだけで奇異に思えるのであります。

さて、ヨーロッパの指令案および条約案について、問題点ごとに検討し、また、法律の調整につき困難な問題となっているいくつかの事項について触れてみたいと思えます。このような制定法が米国において提案されたらと仮定しますと、それに対する、いろいろな団体あるいは階層の人々の反応はどのようなものでしょうか。皆様に、常に念頭に置いていただきたいことは、このような法案によって生ずる問題についての対処の仕方は、カリフォルニア州にいるか、ニューヨーク州にいるか、ニューメキシコ州にいるか、あるいは、その他の州にいるかによって異なるということであり、私は、一般化して申し上げますけれども、米国において、製造物責任の分野は、州によって著しく異なっております。保険料の算定をなされた人であれば、知っておられると思えます

が、この製造物責任の分野においては、時として、かなり一般化することが必要となるのであります。

## (2) 製造物の概念

制定法においては、一般に、製造物の概念を中心としており、製造者——製造物を製造した者——を中心としてはいません。即ち、製造物が基本的な概念としてとらえられており、指令案および条約案においては広義に解されております。あらゆる動産、天然のものであれ工業製品であれ、又原材料であれ製造されたものであれ、更には、不動産に組込まれたものも含まれます。これには、多少問題がありましょう。米国における判例は、最近は非常にゆるやかになり、不動産とか建物の一部として組込まれたものに関する製造物責任を認めるようになっております。更に、製造者以外の者に対しても責任を認めるようになってきており、最も極端な場合には、欠陥ある建築の事案について、融資した銀行に対しても責任を認めており、不動産に組込まれたものに関して、従前の制限的立場から変化してきています。従って指令案や条約案の定義と同種の定義を用いることができると思います。

## (3) 被告の範囲

重要な相違点は、製造物責任における被告となる者の範囲について生じてまいります。指令案も条約案も製造物の製造者を中心にとらえていますが、おそらく、ほとんどの米国人は、この考えに納得できないと思います。むしろ、取引関係に立つあらゆる者を被告とする考え方に賛成するでしょう。米国においては、製造物責任は売主の責任という考え方から出発しており、売主は、契約にもとづき、更に事情により不法行為にもとづき、欠陥ある製品を販売することにより責任を負担するものとされてきたのであり、したがって製造物責任訴訟の被告を製造者即ち製造物を製造した者だけに限定することは、被害者の保護という観点からは、著しい後退と判断されるからです。米国においては、もっと現実的な見方をすることになるでしょう。製造物を購入する者は、大型小

売店であるシアーズ・ローバックと言った信頼のおけそうな売主から購入することが多いのでありますが、そのような場合に、購入した者の主たる訴訟の相手方が直接の売主ではなく、名前も聞いたこともないワシントン州の田舎町の小さな製造者であるとするれば、それは全く意表をつくことになるでしょう。多くの被害者を出した品質の悪い製造物を製造した者が、小企業である場合には、実際に損害が発生したときには、既に営業活動をしていないこともあります。このような場合には、被害者は、責任を製造者に限定する立場のもとでは、保護されたというよりも、権利を奪われたと感ずることでしょう。

しかし、指令案や条約案を、このように受けとめることは、公正ではないと思います。と言いますのは、この二つの案は、いずれも、購入者がそれまでの法制度のもとで有している権利を失わしめるものではなく、現在ヨーロッパ諸国で認められている、製造物に関する複雑な訴訟に、新たな権利を追加しようとするものだからであります。即ち、ヨーロッパ諸国の法には、現在、いくつかの重大な相違点がありますが、これらの相違点は、そのまま今後も存続することになり、単に、製造物に対する新たな、直接・簡便・明確な権利が追加されるだけだからであります。指令案第11条および条約案第12条を参照して下さい。むしろ重要な点は、指令案も条約案も、単に製造物の製造者にとどまらず製造者以外の者にまで拡大していることだと思えます。製造物に組込まれる部品の製造者にも拡大しております。製造物の製造者と部品の製造者とは、欠陥ある部品によって生ずる損害について連帯して責任を負うこととなります。また、外国の製造者に対して訴訟を提起する場合の難点を少なくするため、製造物の輸入者にも拡大しています。指令案あるいは条約案のいずれもその条文からは、外国の製造者に対する権利に追加して輸入した者に対する権利を認めたのかどうか、必ずしも明確とは言えませんが、おそらく、新たな権利を追加して認めるものではないかと思えます。この点については、条文それ自体からも、条文の解説からも、明確ではありませんが、外国の製造者に対する権利が輸入

した者に対する権利によりとって代られるわけではなく、輸入した者の責任を追加するものであろうと思います。三番目に、他人の製造物を自己の商標・商号で販売する者の責任を認めています。前に述べたシアーズ・ローバックのような事案では、自己の商標・商号で製造物を売っており、このような事案の多くは、この例に含まれることになるでしょう。このように、指令案も条約案も、製造者に焦点を絞るものよりも、はるかに消費者の保護の方向に進んでいると言えます。

この点については、米国や日本においてよりも、ヨーロッパ共同体の内部において、はるかに関心が持たれています。ヨーロッパ共同体は、条約にもとづき、外国判決の執行のための取極めを有しており、通常であれば、およそ管轄が認められないような場合であっても、構成国において言渡された判決について、その執行を認めているからです。例えば、フランスにおいては原告がフランス国籍を有することを根拠としております。従って、フランス法のもとで外国の製造者に対する判決がなされることが予想されますが、その判決は、他の構成国において執行することができます。こうして製造物責任訴訟は、国際的な関連の中で、多くの問題を生ぜしめることとなります。この面に関しては、未だ解決されていない多くの問題があると思います。

指令案や条約案のもとで、今問題としている特別のカテゴリーに含まれる者のほとんどは、米国法のもとでも被告とされております。米国法においては、製造者のほかに、あらゆる売主、例えば、輸入業者、自己の商標を付して販売した者等はすべて被告とされており、あらゆる売主が含まれています。従って、被告の範囲については、米国法の方が、指令案や条約案よりも広いと言えます。

#### (4) 欠陥の概念と責任

製造物責任におけるもうひとつの重要な点は、何をもって製造物に欠陥が存在するとするかであります。指令案や条約案は、きわめて新しい考え方を導入

